
信濃国松代真田家文書目録（その7） 解題

文書群記号 26A「こ」

文書群名 信濃国松代真田家文書「こ」の部

年 代 元禄8年(1695)～明治24年(1891)

数 量 480点（一括史料は1点とする）

入手の経路

本目録は、当館所蔵の信濃国松代真田家文書（文書群記号26A）のうち、仮整理の段階で「こ」の記号が付された書付型史料を収録したものである。真田家文書全体の伝来と入手の経路については、『信濃国松代真田家文書目録（その一）』～『目録（その六）』、とくに（その一）の解題を参照されたい。

真田家と松代藩の歴史

本文書群の出所である真田家と松代藩については、『信濃国松代真田家文書目録（その一）』～『目録（その六）』、とくに（その一）の解題を参照されたい。

文書群の構造と目録編成

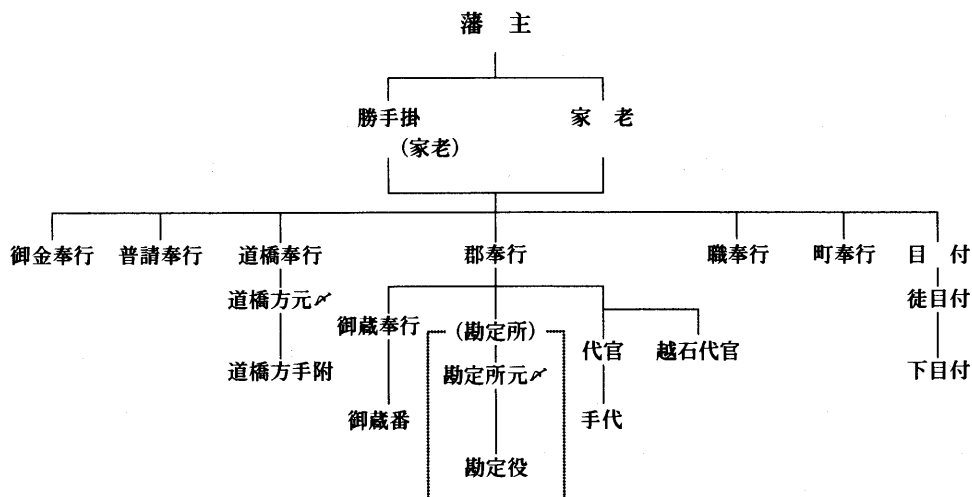
真田家文書全体の構造、ならびに整理と目録編成の方針についても、『信濃国松代真田家文書目録（その一）』～『目録（その六）』、とくに（その一）と（その二）の解題を参照されたい。以下では、本目録に収録した「こ」の部に限定して記すことにする。

真田家文書は、当館に収蔵されたのち、冊子型文書と書付型文書に大別され、後者は作成部局や文書内容を勘案しながら大まかな仮整理が行われた。冊子型文書は『信濃国松代真田家文書（その一）』に収録され、書付型文書は仮整理に従って本整理を進めながら、『目録（その二）』以降、順次目録を刊行している。本目録に収録した「こ」の部は、『目録（その二）』から『目録（その六）』までの目録を刊行する過程で、内容からみて別編成にするのが望ましいと判断された文書を仮に一つに集めて、「こ」の記号を付したもののようである。内容上必ずしも明確なまとまりがあるわけではなく、藩庁での作成部局あるいは保管部局を特定できる文書も多くはない。しかし後述するように、かなりの部分は郡奉行所に伝存した文書ではないかと推定される。その点で、「こ」の部は『目録（その四）』に収録された文書などとの関連性が比較的強いように思われる。

アーカイブズ学の原則に従えば、目録編成は本来、各文書の最終保管部局を確定した上で、組織構造に対応した文書群体系を示す編成にする必要がある。しかし、「こ」の部の文書群の場合、いわゆる「一件袋」によく見られるような、袋の表書きなどから保管部局を確認できる文書はほとんどなく、一見するところ、多くの文書が一点一点バラバラの状態になってしまっていた。内容的に類似した文書を紙綴で括ったり綴じたりしている事例はかなりあるが、これは多くの場合、当館に収蔵された後に施された仮整理の跡を示すものと思われ、かえって本来の文書保管部局を判りにくくしてしまっている面があることを否定できない。

とはいえ、もともと関連文書を一括保存していた、いわゆる保存の原形もある程度は残っていることから、最終保存部局を推定できる文書も存在する。たとえば、大項目「藩政」のうち、中項目「村方」—小項目「村役人」に配列した文書には、頭立百姓の身分相続や印判使用等に関するものが多数含まれているが、多くの場合、各村の村役人から代官所に提出された「村役人願書」と、その件に関して郡奉行が藩上層部に伺いを立てた「郡奉行伺書」（通常、宛名記載を欠く）とがセットになっている。松代藩の地方支配に関わる職制系統（付図参照）から見て、村役人から代官所に提出された頭立百姓関係の願書は代官から郡奉行に伝達され、郡奉行は家老に伺書を提出して決済を仰ぐ、という決まりになっていたと考えられる。したがって、宛名記載を欠く「郡奉行伺書」は、郡奉行から家老に提出された文書の郡奉行所控えであり、正しくは「郡奉行伺書控」と呼ぶべきものであろう。以上から、小項目「村役人」に配列した頭立百姓に関する文書群は、郡奉行所に保管され伝存したものである可能性が高い。

〔付図〕 松代藩職制系統図（部分）



出典：『信濃国松代真田家文書目録（その四）』解題

本目録に収録した文書のかなりの部分は、差出人・宛名から類推される文書伝達経路や、取り扱われている事案の内容から考えて、地方支配に直接関わった郡奉行、道橋奉行、職奉行のいずれか、ないし

はこれらの奉行に属する下部役職のもとに伝存した文書である可能性がある。しかし、郡奉行、道橋奉行、職奉行は互いに兼任する場合が少なくないこともあり、各文書を最終的に保管したと推定される部局を一つに絞ることは、頭立百姓関係文書など一部を除き、極めて困難であると言わざるを得ない。

こうした理由により、本目録では、アーカイブズ学的な原則からはやや逸れることになるが、『目録(その二)』～『目録(その六)』の目録編成方式を参考に、各文書が取り扱う事案の内容と関係組織の両方を勘案して、独自の目録編成を行うこととした。具体的には、次の通りである。

まず、大項目は「真田家」「藩政」「財政」の三つとした。これは『目録(その一)』以来使用されてきた大項目名から、本目録に収録した「こ」の部の文書に当てはまるとされる三つの大項目名を採用したものである。あえて言えば、「真田家」は江戸期から明治期にかけての真田家の家政経営に関わる、家組織を出所とするサブフォンドであるのに対して、「藩政」と「財政」は、主として松代藩の藩政運営に関わる、藩庁各部局を出所とするサブフォンドを便宜上二つに分けたもの、ということになる。

次に中項目だが、大項目「真田家」については「屋敷・地所」と「事業」の2項目を設定した。明らかのように、事案の内容によって便宜的に分割したものである。

大項目「藩政」は本目録の中心部分をなすが、「維新騒擾」「松代藩」「松代庁」「藩知事」「家中」「社方」「町方」「村方」の8つの中項目を設けた。「維新騒擾」は、「こ」の部の仮整理の際に戊辰戦争や維新时期農民騒動等の記録をまとめた形跡があるので、それを尊重したものである。その他の7項目は、事案の内容と関係部局(文書の作成者、宛先、ならびに伝達に関係すると推定される部局)を勘案して設定したものである。なお、ここでいう関係部局のうち、最終保管部局を推定する際に有力な手がかりとなる文書の宛先については、次項で中項目ごとに記した。

最後の大項目「財政」には、真田家家中の勘定関係文書を配列した。

文書の主な内容と宛先

ここでは、「真田家」「藩政」「財政」の三つの大項目について、中項目ごとに、文書の主な内容と、文書の最終保管部局を推定する際に有力な手がかりとなる文書の作成者や宛先について記述する。

(1) 「真田家」

「屋敷・地所」は、明治初年の東京上屋敷入料関係文書と明治中期の真田家地所関係文書とからなる。〔主な宛先〕御台所、新御殿御家令、真田家御家扶中。

「事業」は、信越鉄道会社設立関係文書のみである。〔主な宛先〕(真田家家令)。

(2) 「藩政」

「維新騒擾」には、戊辰戦争関係の文書のほか、中野県騒擾、上田騒動、善光寺騒動、中之条騒動、会田騒動、麻積騒動、松代騒動などの関係文書が含まれる。前述の通り、「こ」の部の仮整理の際にまとめられた形跡があるので、それを尊重したものである。〔主な宛先〕郡奉行所、郡奉行御勝手元、勘定役、代官所、道橋奉行所、御備掛役所、松代隊長、真田志摩〔大参事〕、真田信濃守、割番所、鎌伊

野右衛門[御預所懸]、真田信濃守御用人、弁官、家老、司金、目付役、武具方、武庫方、武庫司事、民事懸

「松代藩」は、小項目「交通」のみで、明治3年の宿助郷組替え関係、伊那県治下宿駅伝馬所入用関係など、明治初年の藩全体に関わる交通関係文書が中心だが、文化年間の幕府宛て領内引船運送願い関係文書も含む。〔主な宛先〕松代藩神社局、松代藩神社庶務方、松代藩駅通掛、松代藩郡政局、弘方御金奉行、御用番、郡御奉行所

「松代庁」は、小項目「交通」の1件（宿継に関する明治5年松代庁達）のみである。〔宛先〕東京出張所

「藩知事」は、小項目「政府」のみで、兵部省から松代藩知事に宛てられた文書が中心である。〔主な宛先〕松代藩知事真田幸氏、松代藩公用人

「家中」には、藩庁内の部局間で取り交わされた文書、あるいは各部局と藩士との間で取り交わされた文書のうち、中項目「寺社方」「町方」「村方」に属さないもの、すなわち取り扱われている事案が、寺社方、町方、村方に直接関わらない文書を主に配列した。内容により、便宜上「御用」「扶持」「屋敷・地所」「勘定」「吟味」「災害」「普請」「交通」「その他」の小項目に分割した。〔主な宛先〕郡奉行、御勝手元ヅ、勘定所元ヅ役所、勘定吟味役、勘定所御金掛役所、勘定役、道橋奉行所、監察方御役所、弘方御金奉行、真田伊豆守、地役奉行所、地押改役人、新御殿御家令、松代城下関門詰役人、御目付方役所、通船掛役所、割番所、水道役

「寺社方」は、領内寺社と藩との間に取り交わされた文書、ならびに寺社方に深く関係する事案を取り扱っている文書を配列するために設けたが、実際には小項目「訴訟・争論」として一件の文書があるのみである。〔宛先〕郡奉行所

「町方」には、領内の町ないしは町人と藩との間に取り交わされた文書、ならびに藩庁内の部局間で取り交わされた文書であって町方に直接関係する事案が扱われているものを主に配列した。事案の内容により、便宜上「人別」「屋敷・地所」「勘定」「献上」「吟味・訴願」「交通」の小項目に分割した。〔主な宛先〕水道奉行所、水道方役所、郡奉行所、勘定役、勘定所元分役所、勘定所拝借懸役所、内借御掛り御役所、松代御役所、用度方御役所、収納郡方同心、市政御役所

「村方」には、領内の村ないしは百姓と藩との間に取り交わされた文書、ならびに藩庁内の部局間で取り交わされた文書であって村方に直接関係する事案が扱われているものを主に配列した。事案の内容により、便宜上「村役人」「支配」「献上」「御用」「分村」「褒賞」「人別」「社寺」「救恤」「年貢」「勘定」「屋敷・地所」「欠落」「吟味」「訴願」「訴訟・争論」「普請」「交通」「馬市」「米穀」「作物」「酒造」「水車」「煙硝」「鉄砲」「その他」の小項目に分割した。〔主な宛先〕郡奉行所、職奉行所、町奉行所、御勝手元ヅ、勘定役、勘定所元ヅ、勘定所御元分御役所、勘定所元下役所、勘定所拝借懸役所、勘定所初方役所、代官所、道橋奉行所、社倉方役所、水道役、武具方奉行所、代官所、才薪方役所、御金奉行所、甲府地方御役所、地役奉行所、地押改役人、収納郡方同心、郡政御役所、神社郡改方御役所、水道奉行

役所、水道方御役所、新御殿御家令、御側役、郡政副主事、勘定吟味役、国産掛役所、真田信濃守御用人、長野県、松代県役所、役夫御調方御役所、松代藩神社局、松代藩神社庶務方、松代城下関門詰役人、通船掛役所、通船会所、松代藩御預所役所、松代役所、御用番、御収納郡方同心、民事懸、御蔵番

(3)「財政」

大項目「財政」には、藩庁内の部局間で取り交わされた文書、あるいは各部局と藩士との間で取り交わされた文書のうち、財政や会計に関わる文書を配列し、中項目は「家中」のみ、小項目は「勘定」のみの一項目となった。〔主な宛先〕郡奉行、御勘定役、御勘定所元々役、御金懸御役所、松代様御兵糧方

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

真田家

屋敷・地所

(東京御上屋敷御入料関係綴 明治3年)		綴・7点	こ417
(包紙)[東京御上屋敷ニ於テ御手札摺立ニ付御入料取調]		包紙・1通	こ417-1
[御製造ニ付品々御入料] 御普請方→-	3月	横長半・1冊	こ417-2
[午三月中金札御製造ニ付品々御入料取調帳] 御買物役→-	午(明治3年)3月	横長半・1冊	こ417-3
[午三月金札御製ニ付御用紙筆墨取調帳] 表御納戸→-	明治3年3月	横長半・1冊	こ417-4
某受取書[覚](炭1俵など手札御製造御入料につき) →御台所 端裏書あり		横切紙・1通	こ417-5
御台所元メ用状(炭1俵など手札御製造御入料につき) 御台所元メ→- 端裏書あり	3月晦日	横切紙・1通	こ417-6
某用状(硝石400目など代銀63匁2分5厘につき)		横切紙・1通	こ417-7
(真田家地所関係綴 明治19~同24年)		綴・4点	こ330
植科郡松代町小作人矢嶋清人他一名小作証書[小作証] (松代町旧郷城下口の内5年間小作取決めにつき) 植科郡松代町小作人矢嶋清人・請人兒玉九野右衛門 →新御殿御家令佐藤則通殿	明治5年5月	豎紙・1通	こ330-1
佐藤則通他一名用状[証](更級郡東福寺村の内飯田彦兵衛 所有地買入れのため小作約定取決めにつき) 佐藤則通・佐藤則善→大熊教藏殿・久保成殿・前嶋好謙 他2名 黄金色罨紙使用	明治13年3月	豎半・1冊	こ330-2
松代町字殿町小作人榎田長與山他一名小作証[小作証] (松代町の内2ヶ所分3年間小作約定取決めにつき) 松代町字御殿町五拾五番地小作人榎田長與・同町字代官 丁千百三十六番地受人兒玉九野右衛門→真田家御家扶中 赤色罨紙使用	明治23年1月	豎紙・1通	こ330-3
松代町小作人片岡知春他一名小作証[小作証](松代町の内 3年間小作約定取決めにつき) 松代町小作人片岡知春・同町受人樋口水之助→真田家御家扶中 赤色罨紙使用	明治24年1月	豎紙・1通	こ330-4
両人書状(信越鉄道会社設立につき) 両人→則通様・喜右衛門様	7月29日	横切綴紙・1通	こ458

表題・作成等	年代	形態・数量	整理番号
--------	----	-------	------

藩政

維新騒擾

(中野県騒擾米代金受取書一括 明治3年)		2点	こ1
某金銭受取書控[覚](中野県騒擾の件融通米代金受取につき)→高津石右衛門他6名	(明治3年)	横切継紙・1通	こ1-1
某金銭受取書控(中野県下騒擾の件融通米代金受取につき)→高野右金吾殿	(明治3年)	横切紙・1通	こ1-2
(上田騒動関係書類綴 明治2年)		綴・4点	こ2
鼠宿村他1ヵ村六名連印訴状[乍恐以書付御訴奉申上候](2分金不通用のため上田表騒動につき) 鼠宿村名主西沢嘉右衛門・組頭小平太・長百姓西沢仁兵衛他4名→郡御奉行所・道橋御奉行所	明治2年8月17日	豎美・1冊	こ2-1
鼠宿村御取締所佐兵衛用状[乍恐以書付御訴奉申上候](2分金不通用のため上田表騒動につき) 鼠宿村御取締所御下番佐兵衛他一統→御備掛御役所	明治2年8月17日	豎継紙・1通	こ2-2
西沢平左衛門用状写(上田表騒動の件大火の様子お尋ねにつき)	(明治2年)8月17日	横切紙・1通	こ2-3
宝賀八左衛門用状[以書付御訴奉申上候](上田領内騒動の件騒立人行方知れずにつき) 宝賀八左衛門→郡御奉行所 封紙あり	已(明治2年)8月17日	横切継紙・1通	こ2-4
(上田騒動関係書類綴 明治2年)		綴・5点	こ3
吉田忠平・田中彦右衛門用状(上田表騒動の件御沙汰頼上につき) 吉田忠平・田中彦右衛門→御詰合衆中付箋あり	(明治2年)8月21日	横切継紙・1通	こ3-1
左門回状写[回章](上田騒動の件人数差出につき) 左門→志摩様・左京様他4名	8月28日	横切継紙・1通	こ3-2
宝賀八左衛門用状[以書付御訴奉申上候](和田長久保村の願いの筋承知の件承届につき) 御口屋守宝賀八左衛門→道橋御奉行所	已(明治2年)8月27日	横切継紙・1通	こ3-3
(大岡口、桑原口人別書上)		横切紙・1通	こ3-4
松本久左衛門小林桂治郎用状[申上](上田表騒動の件状況につき) 御手代松本久左衛門・小林桂治郎→付箋あり	已(明治2年)8月28日	豎半・1冊	こ3-5
下目付用状(村々不穩之勢風聞につき) 下目付→掛紙あり	9月	横切継紙・1通	こ4
(青木島村騒擾事件関係綴)		綴・4点	こ5
監齋目用状[青木島村神林三右衛門御賞之儀付申上](騒擾事件の金穀献上御賞につき) 監齋目→青木島村神林三右衛門	6月8日	横切継紙・1通	こ5-1
某用状(騒擾事件の件青木島村神林三右衛門献上金奇特につき)→神林三右衛門	12月19日	横切継紙・1通	こ5-2

三井清治他用状[覚](献上米受取につき) 山本常馬・富岡宗三郎・三井清治→青木島村神林三右衛門	明治5年5月28日	横切継紙・1通	こ5-3
青木島村神林三右衛門用状[以書付奉申上候](献上金穀物につき) 青木島村神林三右衛門→ 付箋・下げ札あり		縦折紙・1通	こ5-4
(庚午騒擾事件献上金受取書綴 明治6年)		綴・5点	こ6
春日栄作受取証文[記](庚午騒擾事件の献上金下げ戻し受取につき) 春日栄作→佐藤則通殿 七百八拾両三分	明治6年11月	縦紙・1通	こ6-1
野中喜左衛門受取証文[覚](庚午騒擾事件の献上金中借受取につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿 貳千五拾壹両貳分	明治6年11月	縦紙・1通	こ6-2
春日栄作受取証文[記](庚午騒擾事件の献上金下げ戻し受取につき) 春日栄作→佐藤則通殿 三百七十三両老分	明治6年11月	縦紙・1通	こ6-3
野中喜左衛門受取証文[記](庚午騒擾事件の茶買上代受取につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿 三拾五両	明治6年11月	縦紙・1通	こ6-4
野中喜左衛門受取証文[記](庚午騒擾事件の献上金下げ戻し受取につき) 野中喜左衛門→佐藤則通殿 五拾両	明治6年11月	縦紙・1通	こ6-5
(戊辰戦争関係書状綴 慶応4年)		綴・2点	こ7
某書状(勝利の段西園寺殿・高倉殿・四條殿満足に思召されにつき)	(慶応4年)6月	横切継紙・1通	こ7-1
永他一名書状(苦戦粉骨の段感激につき) 永・公→松代隊長中	(慶応4年)6月	横切継紙・1通	こ7-2
(兵士賄関係綴 慶応4年)		綴・5点	こ8
町方役所達書写[御賄下方改口口仰付之次第](兵士1人前一昼夜賄の入費につき) 鎮撫府参謀・町方御役所→	(慶応4年)6月6日	横切継紙・1通	こ8-1
片岡十郎兵衛用状(別紙の趣一覧成し下されにつき) 片岡十郎兵衛→真志摩様	8月晦日	横切継紙・1通	こ8-2
片岡十郎兵衛達書写[朝廷より御賄被下方斗方之儀伺](6月6日改めの兵士賄の件入費引きにつき) 片岡十郎兵衛→ 下札あり	(慶応4年)9月晦日	横切継紙・1通	こ8-3
片岡十郎兵衛用状(別紙の趣見合わせ成し下されにつき) 片岡十郎兵衛→真志摩様	9月晦日	小切紙・1通	こ8-4
高野広馬達書写[出甲御人数江朝廷より御賄被下取斗方之義二付申上](朝廷賄の件賄料割引折りにつき) 高野広馬→	10月12日	横切継紙・1通	こ8-5
(東山道総督府執事達書一括 慶応4年)		3点	こ9
東山道総督府執事達書写(越後賊信州侵入の件防禦勅励につき) (東山道総督府執事)→真田信濃守	戊辰(慶応4年)4月	横切継紙・1通	こ9-1
東山道総督府執事達書(賊徒本国侵入の件守衛人足引き揚げにつき) (東山道総督府執事)→真田信濃守	戊辰(慶応4年)4月	横切紙・1通	こ9-2
東山道総督府執事達書(別紙の通り達申入れにつき) (東山道総督府執事)→真田信濃守	辰(慶応4年)4月22日	横切紙・1通	こ9-3
(寺内又左衛門接待料関係綴)		綴・3点	こ10

藩政／維新騒擾

又左衛門用状(早急の取斗願いにつき) 又左衛門→敬一郎様	6月5日	横切紙・1通	こ10-1
敬一郎用状(寺内又左衛門へ接待代料浴水殿へ伺い願いにつき) 敬一郎→善八様	6月7日	横切継紙・1通	こ10-2
桂一貫斉用状(寺内又左衛門へ接待代料下付願いにつき)(岩国藩)桂一貫斉→寺内又左衛門	4月28日	横切継紙・1通	こ10-3
戸田丹波守歎状(賊徒追討の件大隊旗拝領につき)(戸田丹波守様御使者友成儀大夫) →下札あり		横切継紙・1通	こ11
某用状(騒擾事件のため藩札献上の件奇特につき) →大岡村松島重郎治		横切継紙・1通	こ12
(米拝借証文綴 慶応4年)		綴・6点	こ13
(包紙)[甲州御拝借米証文四通并願書下案入]		包紙・1通	こ13-1
北嶋元之助他二名拝借証文[御米拝借証文之事](米50俵粮米につき) 真田信濃守内北嶋元之助・小林太一郎・山崎卓馬→中山誠一郎様御手附藤澤亮之助殿・同人手代三浦正之助殿・同人手附岡野金次郎様 藤嶋友之進他1名の奥印奥書あり	慶応4年3月	縦継紙・1通	こ13-2
北嶋元之助他二名拝借証文[御米拝借証文之事](米150俵粮米につき) 真田信濃守内北嶋元之助・小林太一郎・山崎卓馬→中山誠一郎様御手附藤澤亮之助殿・同人手代三浦正之助殿・同人手附岡野金次郎様 藤嶋友之進他1名の奥印奥書あり	慶応4年3月	縦継紙・1通	こ13-3
北嶋元之助他二名拝借証文[御米拝借証文之事](米250俵粮米につき) 真田信濃守内北嶋元之助・小林太一郎・山崎卓馬→中山誠一郎様御手附藤澤亮之助殿・同人手代三浦正之助殿・同人手附岡野金次郎様 藤嶋友之進他1名の奥印奥書あり	慶応4年3月	縦継紙・1通	こ13-4
北嶋元之助他二名拝借証文[御米拝借証文之事](米250俵粮米につき) 真田信濃守内北嶋元之助・小林太一郎・山崎卓馬→中山誠一郎様御手附藤澤亮之助殿・同人手代三浦正之助殿・同人手附岡野金次郎様 藤嶋友之進他1名の奥印奥書あり	慶応4年3月	縦継紙・1通	こ13-5
春原織右衛門用状[口上覚](兵粮米拝借の件大熊薫に申立てにつき)(真田信濃守内)春原織右衛門→封紙あり	4月	横切継紙・1通	こ13-6
(金銭受取書綴 慶応4年)		綴・8点	こ14
割番願書(旅籠料不足分頂戴につき) 割番→仁礼村人足伝右衛門 掛紙あり	9月	横切継紙・1通	こ14-1
仁礼村人足伝右衛門用状(病氣足軽返送の件旅籠料不足分御下げにつき) 仁礼村人足伝右衛門→御割番所	(慶応4年)閏4月	縦紙・1通	こ14-2
弥三郎金銭受取証文[覚](500文につき) となり村弥三郎→上 下札あり	閏月22日	小切紙・1通	こ14-3
重次郎金銭受取証文[覚](564文につき) 浅野村重次郎→上 下札あり	23日	小切紙・1通	こ14-4
嶋津屋藤吉金銭書上[覚](泊り1人につき) 嶋津屋藤吉→上	閏4月23日	小切紙・1通	こ14-5
嶋津屋藤吉金銭書上[覚](泊り1人につき) 嶋津屋藤吉→上	閏4月23日	小切紙・1通	こ14-6
扇屋健左衛門金銭受取証文[覚](1人分旅籠料につき) 川田宿扇屋健左衛門→松代石坂様	閏月24日	小切紙・1通	こ14-7

扇屋健左衛門金銭受取証文[覚](6人分旅籠料につき) 川田宿扇屋健左衛門→上	閏月24日	小切紙・1通	こ14-8
某用状[上田表騒動願書聞届之事](三役人は入札をもって申し付けの事など21ヶ条書付)	(明治2年)8月19日	横切継紙・1通	こ15
兵部省達書(函館表にて降伏のもの禁錮に致しにつき) 兵部省→松代藩	(明治2年)11月	横切継紙・1通	こ16
(駿河候助力依頼書綴 明治元年)		綴・5点	こ17
(封筒) 玉川一学→鎌原伊野右衛門様	12月2日	封筒・1通	こ17-1
玉川一学用状(駿州候助力につき) 玉川一学→鎌伊野右衛門様	(明治元年)12月4日	横切継紙・1通	こ17-2
玉川一学用状(駿州候助力頼みにつき) 玉川一学→-		横切継紙・1通	こ17-3
玉川一学用状(駿州候助力頼みの件御請けにつき) 玉川一学→鎌伊野右衛門様	12月4日	横切継紙・1通	こ17-4
某用状(駿州候助力の件内々申上につき)	12月6日	横切継紙・1通	こ17-5
(岩村田藩護送徒士拝借金歎願関係書類綴)		綴・7点	こ18
(封筒)[口上覚] 御徒士→-		封筒・1通	こ18-1
守衛徒士用状[口上覚](岩村田藩士引渡の件諸費用につき) 守衛御徒士→-	3月8日	横切継紙・1通	こ18-2
前嶋友之丞申上書(端裏書)[岩村田藩護送御徒士歎願之義二付申上](護送徒士拝借金歎願の件難渋につき) 前嶋友之丞→-	3月	横切継紙・1通	こ18-3
高野広馬申上書(端裏書)[岩村田藩御預り人護送御徒士歎願之義二付申上](掛り御目付一応御尋ね御勘弁につき) 高野広馬→-	3月8日	横切継紙・1通	こ18-4
御目付用状(端裏書)[御預り人護送御徒士歎願之義二付申上](拝借金歎願書類下げ尋ねにつき) 御目付→-	3月	横切継紙・1通	こ18-5
助之進用状(拝借金歎願の件衆議同意につき) 助之進→志摩様	3月9日	小切紙・1通	こ18-6
前嶋友之丞書状(再歎願の件成下され難きにつき) 前嶋友之丞→- 下札あり、添付文書あり	3月	小切紙・1通	こ18-7
(会津降伏人関係書類綴)		綴・3点	こ19
(封筒)		封筒・1通	こ19-1
兵部省達書(会津降伏人脱走者斬罪につき)	8月	横切紙・1通	こ19-2
玉川一学用状(横田数馬の件降伏人へ申し渡しにつき) 玉川一学→-	8月23日	横切紙・1通	こ19-3
太田郡治他三名用状(越後路出張の件御挨拶につき) 堀美濃守様内太田郡治・小林雄馬・羽生孫九郎他1名→真田信濃守御用人中様 包紙あり	8月23日	横切継紙・1通	こ20
(大隊旗・錦袖章掲揚関係綴 慶応4年)		綴・6点	こ21
(封筒)		封筒・1通	こ21-1
助之進用状(大隊旗・錦袖章の件長谷川平次郎へ渡しにつき) 助之進→志摩様・伊野右衛門様・福一郎様・左門様	(慶応4年)閏4月2日	横切継紙・1通	こ21-2

藩政／維新騒擾

長谷川深美用状(大隊旗の掲げ方につき) 長谷川深美→一 下札あり	4月2日	横切継紙・1通	こ21-3
長谷川深美用状(御旗・袖章差上につき) 長谷川深美→一	閏月2日	横切継紙・1通	こ21-4
長谷川平次郎用状[覚](大隊旗・錦袖章拝受につき) 御名内長谷川平次郎→一	閏4月2日	横切継紙・1通	こ21-5
某書状写(北陸道官軍出兵の沙汰につき) →尾張大納言	4月28日	横切継紙・1通	こ21-6
岡野元賢依頼状[大野九蔵之事二付御勘弁奉願候](越後元居之隊大野九蔵病身のため金銭借用依頼につき) 岡野元賢 罫紙使用	(明治)12月14日	縦半・1通	こ31
吉田村名主長田基十郎他五名訴状[以口上書御許奉申上候](善光寺表にて今夜にも騒動の様につき) 吉田村名主長田基十郎他5名→郡御奉行所	明治2年8月	縦紙・1通	こ51
松代藩申上書案文(中野県騒動につき) 松代藩→弁官御中	庚午(明治3年)12月20日	横切継紙・1通	こ52
(善光寺騒動褒美関係書類綴)		綴・8点	こ53
鞆負・頼母・木工・志摩用状(善光寺騒立の件職方・手代・同心等酒代頂戴につき) 鞆負・頼母・木工・志摩→主膳様・衛士様	12月17日	横切継紙・1通	こ53-1
竹内藤馬・師岡七郎右衛門申上書[口上覚](善光寺騒動の件職方・手代・同心大義のため酒代頂戴勘考成し下されにつき) 竹内藤馬・師岡七郎右衛門→一 下ヶ札あり	12月	横切継紙・1通	こ53-2
某用状(竹内藤馬・師岡七郎右衛門同心の酒代内訳書付) 下ヶ札あり		横切継紙・1通	こ53-3
某用状(宮本所左衛門ほか留役人名書付)		小切紙・1通	こ53-4
某用状(安永の度中野騒動の褒美金内訳書付)		小切紙・1通	こ53-5
某申上書(善光寺騒動の件褒美下されにつき)	10月	横切継紙・1通	こ53-6
某申上書(善光寺騒動の件手代・手附等心配大義につき)	10月	横切継紙・1通	こ53-7
某申上書(善光寺騒動の件手附心配大義につき) →	10月	横切継紙・1通	こ53-8
片岡十郎兵衛金子請取書[覚](甲斐府出張人数へ従朝廷賄請取につき) 片岡十郎兵衛→佐藤為之進	明治2年5月	縦紙・1通	こ54
(中之条騒動関係綴 明治3年)		綴・3点	こ55
職方・御郡方用状(中之条騒動の件委細報告につき) 職方・御郡方→一		縦紙・1通	こ55-1
某触書[触示](当秋作不熟のため人気不穏な風説ありにつき)		横折紙・1通	こ55-2
源五左衛門用状(中之条騒動領内触示評儀の件書類落手下されにつき) 源五左衛門→庄蔵	(明治3年)10月晦日	横切継紙・1通	こ55-3
[下御筋にて御賞出候や問合人別](人別出立期間につき)		横長半・1冊	こ56
(金銭請取書類綴 慶応4年)		綴・9点	こ57
海沼龍助金銭請取書[覚](下諏訪へ人数出御入料の件請取につき) 海沼龍助→水野清右衛門殿・鈴木富治殿	慶応4年12月	縦紙・1通	こ57-1

山崎卓馬他二名金銭受取書〔覚〕(臨時出張人数賄代金の件受取につき) 北嶋元之助・小林太一郎・山崎卓馬→酒井市治殿他二名	慶応4年3月	縦紙・1通	こ57-2
前嶋友之丞金銭請取書〔覚〕(甲府応援御入料の件請取につき) 前嶋友之丞→岡野弥右衛門殿	慶応4年3月	縦紙・1通	こ57-3
前嶋友之丞金銭請取書〔覚〕(甲府応援御入料の件請取につき) 前嶋友之丞→佐藤為之進殿	慶応4年3月	縦紙・1通	こ57-4
綿貫泰蔵金銭請取書〔覚〕(甲府応援賄御入料の件請取につき) 綿貫泰蔵→岡野弥右衛門殿	慶応4年4月	縦紙・1通	こ57-5
綿貫泰蔵金銭請取書〔覚〕(甲府応援賄御入料の件請取につき) 綿貫泰蔵→佐藤為之進殿	慶応4年4月	縦紙・1通	こ57-6
綿貫泰蔵金銭請取書〔覚〕(甲府応援賄御入料の件請取につき) 綿貫泰蔵→佐藤為之進殿	慶応4年4月	縦紙・1通	こ57-7
片岡十郎兵衛金銭請取書〔覚〕(甲府出張御入料の件請取につき) 片岡十郎兵衛→佐藤為之進殿	辰(慶応4年)11月	縦紙・1通	こ57-8
桑原織右衛門金銭請取書〔覚〕(甲府応援賄御入料の件請取につき) 桑原織右衛門→草間一路殿・佐藤為之進殿	慶応4年6月	縦紙・1通	こ57-9
(布告回状関係一括 慶応4年)		2点	こ58
某用状(公望布告写、越後出兵につき)	辰(慶応4年)6月8日	縦紙・1通	こ58-1
畑権兵衛用状(別紙廻状順覧につき) 畑権兵衛→谷口弥右衛門様・宮下主膳様	辰(慶応4年)6月8日	小切紙・1通	こ58-2
(戊辰戦争出張武庫方御下金関係綴)		綴・6点	こ61
矢野唯見用状(戊辰戦争出張武庫方御下金の件申立につき) 矢野唯見→	4月14日	横切継紙・1通	こ61-1
矢野唯見用状(戊辰戦争出張武庫方御下金の件勘定につき) 矢野唯見→	4月14日	横切継紙・1通	こ61-2
元会計用状(戊辰戦争出張武庫方御下金の件引渡につき) 元会計→	4月16日	横切継紙・1通	こ61-3
(封筒) 矢野唯見→長谷川昭道様	7月4日	封筒・1通	こ61-4
唯見用状(戊辰戦争出張武庫方御下金の件下されにつき) 唯見→昭道様	7月4日	縦半・1冊	こ61-5
矢野唯見用状(戊辰戦争出張武庫方御下金の件下されにつき) 矢野唯見→	(明治)9年5月14日	縦半・1冊	こ61-6
(人足賃銭等請取書・諸帳綴 明治元年～同2年)		綴・19点	こ63
賃銭掛御飛脚才領組喜市金銭請取書(人足賃銭等の請取につき) 賃銭掛御飛脚才領組喜市→池田富之進殿他5名奥印・奥書あり	明治2年6月	縦継紙・1通	こ63-1
[從信州松代越後高田通り奥州出張先本陣迄宿村駄賃帳] 松代鹿野外守内荒井喜市→	明治元年10月	横長半・1冊	こ63-2
三条宿問屋役人代金受取書〔覚〕(駕籠人足代金につき) 三条宿問屋役人→上	辰(明治元年)10月4日	縦切紙・1通	こ63-3
加茂町問屋代金受取書〔覚〕(人足代金につき) 加茂町問屋→上	10月4日	小切紙・1通	こ63-4
黒水宿問屋代金受取書〔覚〕(人足代金につき) 黒水宿問屋→上	辰年10月4日	小切紙・1通	こ63-5

松村宿問屋代金受取書[覚](人足代金につき) 松村宿問屋→上	辰年10月4日	小切紙・1通	こ63-6
五泉問屋代金受取書(人足代金につき) 五泉問屋→上	辰年10月4日	小切紙・1通	こ63-7
石間役人代金受取書[覚](人足代金につき) 石間役人→上	辰年10月5日	小切紙・1通	こ63-8
芳次村役人代金受取書[おぼえ](人足代金につき) 芳次村役人→上	辰年10月5日	堅切紙・1通	こ63-9
谷津村役人代金受取書[覚](人足代金につき) 谷津村役人→上	辰年10月5日	堅切紙・1通	こ63-10
問屋代金受取書(人足代金につき) 問屋→松代様御役人衆中様	辰年10月5日	小切紙・1通	こ63-11
役人代金受取書[おぼえ](人足代金につき) 役人→上	辰年10月5日	小切紙・1通	こ63-12
下野尻問屋役人代金受取書[覚](人足代金につき) 下野尻問屋役人→松代様御役人衆中様	辰年10月6日	小切紙・1通	こ63-13
御飛脚才領組喜市勘定書(人足賃銭につき) 御飛脚才領組喜市→-	10月	横切紙・1通	こ63-14
[出張之節早追駕籠人足酒代御勘定帳] 御飛脚才領組喜市→-	(辰年)10月	横長半・1通	こ63-15
[出張之節道中仕切御賄代御勘定帳] 御飛脚才領組喜市→-	(辰年)10月	横長半・1通	こ63-16
[官軍御用宿村人足帳] 御飛脚才領組喜市→-	(辰年)10月	横長半・1通	こ63-17
[帰りの節早追駕籠人足酒代御勘定帳] 御飛脚才領組喜市→-	(辰年)10月	横長半・1通	こ63-18
[帰りの節道中仕切御賄代御勘定帳] 御飛脚才領組喜市→-	辰年10月	横長半・1通	こ63-19
(水戸脱藩者討伐書類一括 慶応4年)		2点	こ64
大総督府下参謀申達書(水戸脱藩者討伐の件水戸藩出兵願聞届につき) 大総督府下参謀→松代藩 包紙つき	(慶応4年)8月11日	横切継紙・1通	こ64-1
水戸中納言書状(水戸脱藩者の件追討につき) 水戸中納言→-	5月	横切継紙・1通	こ64-2
(東山道御総督府印鑑請取書綴 明治元年)		綴・2点	こ65
竹内金左衛門請取書[覚](東山道御総督府印鑑につき) 竹内金左衛門→前田角次郎殿 裏打ち	□(辰カ)5月12日	横切継紙・1通	こ65-1
田中権之助他一名請取書[覚](東山道総督府印鑑請取につき) 田中権之助・月岡徳治→鹿野外守 裏打ち	辰(明治元年)5月12日	横切継紙・1通	こ65-2
(甲斐府護国隊隊員名前書上)		横切継紙・1通	こ66
横田数馬申上書(東山道大総督府御印鑑引替につき) (横田)数馬→大熊衛士様	7月25日	横切継紙・1通	こ67
(印鑑請取書綴 明治元年)		綴・10点	こ68
牧野良平他一名請取書[覚](乗籠・印鑑紙につき) 牧野良平・代判草間一郎→小野喜平太殿	辰6月29日	小切紙・1通	こ68-1
寺内多宮受取書[覚](東山道総督府印鑑につき) 寺内多宮→御目付役様	辰7月21日	小切紙・1通	こ68-2

山内唯七請取書[覚](総督府印鑑につき) 山内唯七 →笠原平六郎殿	7月28日	小切紙・1通	こ68-3
根井小右衛門請取書[覚](総督府印鑑につき) 根井 小右衛門→御目付様	辰8月3日	小切紙・1通	こ68-4
宮下力請取書[覚](総督府印鑑につき) 宮下力→笠 原平六郎様	辰8月5日	横切雑紙・1通	こ68-5
白川税受取書[覚](総督府印鑑紙につき) 白川税→ 笠原平六郎様	8月8日	小切紙・1通	こ68-6
宇敷元之丞受取書[覚](総督府印鑑紙につき) 宇敷 元之丞→笠原平六郎様	8月8日	小切紙・1通	こ68-7
三沢刑部丞請取書[覚](駕籠・乗駕籠・総督印鑑に つき) 三沢刑部丞→樋口弥治郎殿	辰8月10日	横切雑紙・1通	こ68-8-1
三沢刑部丞請取書[覚](印鑑につき) 三沢刑部丞 →	8月10日	小切紙・1通	こ68-8-2
近藤権右衛門請取書[覚](関州関所印鑑・大総督府印 鑑につき) 近藤権右衛門→	9月25日	小切紙・1通	こ68-9
新潟県証書[証](大隊旗落手につき) 新潟県→松代藩隊 長御中	6月2日	横切紙・1通	こ69
(旧会津藩降服人謹慎赦免関係)		綴・4点	こ72
(封筒) 望月帰一郎→真田桜山様	正月	封筒・1通	こ72-1
太政官達(旧会津藩降服人謹慎赦免の件兵部省より 請取につき) 太政官→松平慶三郎	正月10日	横切雑紙・1通	こ72-2
望月帰一郎用状(降服人の件別紙の通り承知成られ につき) 望月帰一郎→真田桜山様	正月10日	横切雑紙・1通	こ72-3
玉川一学用状(旧会津藩降服人謹慎赦免の件引渡し につき) 玉川一学→	明治2年8月27日	横切雑紙・1通	こ72-4
(会田騒動訴状等関係綴 明治2年)		綴・10点	こ101
桑原村名主栄左衛門他三名村役人訴状[乍恐以書付 御訴奉申上候](会田騒動の件村役人及口留番人注 進につき) 桑原村名主栄左衛門・組頭文平・新助・長百 姓堀内要之助→郡御奉行所	明治2年8月	豎美・1冊	こ101-1
中牧村嘉左衛門他二箇村二名訴状[乍恐以書付御訴 奉申上候](会田騒動の件村役人及口留番人注進に つき) 御口番嘉左衛門・大田原村御口番伝吉・桑原村御 口番要蔵→郡御奉行所 端裏書あり	明治2年8月27日	豎美・1冊	こ101-2
郡村彦右衛門他二名申上書[乍恐以書付御届奉申上 候](会田騒動の件探索届けにつき) 郡村彦右衛 門・重作・吉右衛門→郡御奉行所	明治2年8月27日	豎紙・1通	こ101-3
中御所村名主要左衛門他二名村役人申上書[乍恐以 書付御内々御聴置奉願候](会田騒動の風聞の件聴 置きにつき) 中御所村名主要左衛門・組頭五右衛門・ 長百姓勝五郎→御代官所	明治2年8月27日	豎紙・1通	こ101-4
鼠宿村名主西沢嘉右衛門他三名新地村三名村役人訴 状[乍恐以書付御訴奉申上候](会田騒動の件探索 につき) 鼠宿村名主西沢嘉右衛門・組頭小平太・長百姓 西沢仁兵衛・御口留忠兵衛・新地村仮名主和蔵・組頭勘右 衛門・仮長百姓山崎助之丞→郡御奉行所	明治2年8月27日	豎美・1冊	こ101-5
鼠宿村西沢嘉右衛門他三名新地村三名役人申上書 [乍恐以書付御訴奉申上候](会田騒動の件注進に つき) 鼠宿村名主西沢嘉右衛門・組頭小平太・長百姓西	已(明治2年) 8月17日	豎美・1冊	こ101-6

沢仁兵衛・御口留忠兵衛・新地村仮名主和蔵・組頭勘右衛門・仮長百姓山崎助之丞→郡御奉行所			
鼠宿村名主西沢嘉右衛門他三名新地村三名村役人訴状〔乍恐以書付奉御訴申上候〕(会田騒動の件注進につき) 鼠宿村名主西沢嘉右衛門・組頭小平太・長百姓西沢仁兵衛・御口留長谷川忠兵衛・新地村仮名主和蔵・組頭勘右衛門・仮長百姓山崎助之丞→道橋御奉行所	明治2年8月17日	豎美・1冊	こ101-7
鼠宿村名主西沢嘉右衛門他三名新地村三名村役人訴状〔乍恐以書付御訴奉申上候〕(会田騒動の件注進につき) 鼠宿村名主西沢嘉右衛門・組頭小平太・長百姓西沢仁兵衛・御口留忠兵衛・新地村仮名主和蔵・組頭勘右衛門・仮長百姓山崎助之丞→道橋御奉行所	明治2年8月27日	豎美・1冊	こ101-8
鼠宿村名主西沢嘉右衛門他三名新地村三名村役人訴状〔乍恐以書付御訴奉申上候〕(会田騒動の件注進につき) 鼠宿村名主西沢嘉右衛門・組頭小平太・長百姓西沢仁兵衛・御口留忠兵衛・新地村仮名主和蔵・組頭勘右衛門・仮長百姓山崎助之丞→郡御奉行所	明治2年8月28日	豎美・1冊	こ101-9
鼠宿村名主西沢嘉右衛門他三名新地村三名村役人訴状〔乍恐以書付御訴奉申上候〕(会田騒動の件注進につき) 鼠宿村名主西沢嘉右衛門・組頭小平太・長百姓西沢仁兵衛・御口留忠兵衛・新地村仮名主和蔵・組頭勘右衛門・仮長百姓山崎助之丞→道橋御奉行所	明治2年8月28日	豎美・1冊	こ101-10
(大総督府下参謀発行通行手形・印形一括)「大総督府下参謀」17通、「御印鑑」17通、「北陸道督府」2通	辰10月	小切紙・36通	こ104
(下筋出張五小隊一件綴)		綴・14点	こ105
(五小隊調書綴)		綴・12点	こ105-1
銃兵副隊長補申渡書(五小隊につき) 銃兵副隊長補→	6月28日	横切継紙・1通	こ105-1-1
某申付書下書(端裏書)〔卒族御答文面書抜〕(賞典不当の件足軽へ引下げにつき)		横切継紙・1通	こ105-1-2
某願書(下筋出張の銃兵賞格の件軽罪につき)		横切継紙・1通	こ105-1-3
(包紙)〔下筋出張五小隊一件御説諭御趣意書入〕	4月26日	包紙・1通	こ105-1-4
某用状(五小隊呼出につき) 付箋あり		横切継紙・1通	こ105-1-5
某用状(五小隊・小頭等御用につき)		横切継紙・1通	こ105-1-6
某申付書(不審詮議のため預けにつき)		小切紙・1通	こ105-1-7
銃兵副隊長補申渡書(賞典不当の件足軽へ引下げにつき) 銃兵副隊長補	6月14日	横切継紙・1通	こ105-1-8
某用状(銃術所・槍術所等所在地書付)		小切紙・1通	こ105-1-9
某用状(五小隊の件取調べにつき)		横切継紙・1通	こ105-1-10
某用状(不当の件市政副主事へ引渡しにつき)		小切紙・1通	こ105-1-11
某用状(押込者名書付) 封筒あり		横切継紙・1通	こ105-1-12
五小隊人名帳(1番隊から5番隊)		横長半・1冊	こ105-2
(封筒)〔下筋出張五小隊御呼出人別其外品々書類〕	(明治2年)4月	封筒・1通	こ105-3
[口上覚](土属・准土属・卒属の等級の件戦功の賞となりお礼につき) 一番隊惣代倉嶋角治・熊井治助・河口孝左衛門他22名→米倉元左衛門殿・立岩長兵衛殿他16名 割番所の奥書あり、下げ札あり	(明治3年)	豎半・1冊	こ106

(辰年軍事御賞関係)		綴・38点	こ112
横田数馬願書(端裏書)[玉川一学御賞筋之義二付申上](玉川一学の甲奥北越動乱の件御賞につき) 横田数馬→-	9月19日	横切継紙・1通	こ112-1
御勘定吟味役用状(端裏書)[玉川一学御賞御尋二付申上](玉川一学の甲奥北越動乱御賞の件評議につき) 御勘定吟味役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-2
御勘定吟味役用状(端裏書)[根村熊五郎御賞奉伺](根村熊五郎の甲奥北越動乱御賞の件評議につき) 御勘定吟味役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-3
玉川一学申上書(端裏書)[横田数馬御賞筋之義御内々申上](横田数馬の甲州東京出陣の件心労につき) 玉川一学→-	巳9月	横継切紙・1通	こ112-4
御勘定吟味役用状(端裏書)[横田数馬御賞御尋二付申上](横田数馬の甲奥北越動乱御賞の件評議につき) 御勘定吟味役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-5
御勘定吟味役用状(端裏書)[宮下力牧野良平御賞之義御尋二付申上](甲奥北越動乱の御賞の件評議につき) 御勘定吟味役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-6
御勘定吟味役用状(端裏書)[池村猪三郎河口多喜人山内唯七御賞之義御尋二付申上](甲奥北越動乱の御賞の件評議につき) 御勘定吟味役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-7
御勘定吟味役用状(端裏書)[堤常之丞小納戸原田勝弥御買物方小使](堤常之丞他1名の甲奥北越動乱御賞の件評議につき) 御勘定吟味役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-8
御台所目付御買物役申上書(御台所御仲間御買物小夫兼喜作の御賞の件心労につき) 御台所目付御買物役→-	8月	横切継紙・1通	こ112-9
柘植彦六用状(端裏書)[田中権之助御賞奉伺](田中権之助の甲奥北越動乱御賞の件評議につき) 柘植彦四郎→-	10月	横切継紙・1通	こ112-10
某願書(端裏書)[田中権之助等御賞筋之儀二付申上](田中権之助等の北越動乱の御賞の件心労につき)		横切継紙・1通	こ112-11
柘植彦六用状(端裏書)[宮下三郎治御賞奉伺](宮下三郎治の甲奥北越動乱御賞の件評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-12
柘植彦六用状(端裏書)[西沢甚七郎宮原柔兵衛御賞奉伺](甲奥北越動乱の御賞の件評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-13
柘植彦六用状(端裏書)[池田庄右衛門御賞奉伺](池田庄右衛門の甲奥北越動乱御賞の件評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-14
野中治右衛門申上書(端裏書)[池田庄右衛門御賞筋之儀御内々申上](池田庄右衛門の辰年御事変御賞の件心労につき) 野中治右衛門→-	9月	横切継紙・1通	こ112-15
柘植彦六用状(端裏書)[野中庄右衛門御賞奉伺](野中庄右衛門の武器差滞り骨折りの件評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-16
池田庄右衛門申上書(端裏書)[野中治右衛門御賞筋之儀御内々申上](野中治右衛門の辰年御事変御賞の件心労につき) 池田庄右衛門→-	9月	横切継紙・1通	こ112-17

御勘定吟味用状(端裏書)[岩村寅松近藤菊太郎御賞之義御尋二付申上](岩村寅松他1名の武器差配の件評議につき) 御勘定吟味→-	10月	横切継紙・1通	こ112-18
柘植彦六用状(端裏書)[下目付杖突兼之介藤誠三郎御賞奉伺](斉藤誠三郎の辰年閏4月一件評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-19
柘植彦六用状(端裏書)[公御用方内外附御賞御答下大工御隨方仲間等御賞奉伺](玉川一学附足輕等の辰年武器差配の件評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-20
玉川一学願書(端裏書)[拝借人江御賞筋之義奉願](御出兵精勤者への御賞筋につき) 玉川一学→-	巳10月	横切継紙・1通	こ112-21
柘植宗利用状写(端裏書)[元御足輕和三郎戊辰之御賞同年申立写](和三郎の武器差配の件評議につき) 柘植宗利→-	壬申6月	横切継紙・1通	こ112-22
柘植宗利用状(端裏書)[元御雇組和三郎戊辰御賞之義二付伺](和三郎への御賞につき) 柘植宗利→-	壬申6月	横切紙・1通	こ112-23
御荷物会所懸り願書(端裏書)[北越戦争二付御足輕和三郎御賞之儀御内々申上](辰年御事變の件心勞につき) 御荷物会所懸→- 後欠、下げ札あり		横切継紙・1通	こ112-24
柘植彦六用状(端裏書)[水野七郎兵衛御賞奉伺](水野七郎兵衛の武器差配の件評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-25
会所掛り野中治右衛門他一名用状(端裏書)[御内々申上](水野七郎兵衛の辰年御事變の件心勞につき) 会所掛野中治右衛門・池田荘右衛門→-	9月	横切継紙・1通	こ112-26
留役申上書(端裏書)[北越御出兵二付買上物受用辻申上](北越出兵の件代金入用につき) 留役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-27
柘植彦六申上書(端裏書)[大塚谷平御賞筋奉伺](金銭操り都合の件心勞につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-28
池田荘右衛門申上書(端裏書)[大塚谷平御賞筋之儀御内々申上](北越出兵の武器買上の件心勞につき) 池田治右衛門→-	9月	横切継紙・1通	こ112-29
会所掛代金受取書(武器弾薬賃金受取につき) 会所掛→-	9月	横長半・1冊	こ112-30
柘植彦六用状(端裏書)[割番張付并二小使御賞奉伺](割番以下詰辻の件精勤評議につき) 柘植彦六→-	10月	横切継紙・1通	こ112-31
割番用状(端裏書)[北越戦争御一件二付割番張付并小使御賞筋被成下度申上](甲越軍用の荷物の件出精につき) 割番→-	10月	横切継紙・1通	こ112-32
御勘定吟味用状(端裏書)[御武具手附兼御足輕并松原者等御賞之義御尋二付申上](戦争御用武器買上の件評議につき) 御勘定吟味→-	10月	横切継紙・1通	こ112-33
御勘定吟味(端裏書)[郷原力作御賞之義奉伺](軍事一件談判出精の件評議につき) 御勘定吟味→-	10月	横切継紙・1通	こ112-34
某用状(端裏書)[官軍御用荷四月十三日ヨリ九月廿九日迄二而御座候尤附出人馬無賃ハ八月限二而御断罷成候](辰年御軍事器械弾薬差添の件評議につき)	10月	横切継紙・1通	こ112-35
御勘定吟味用状(端裏書)[臨時出東之向御賞調兼義二付](坂本寛平他6名軍事御用一件評議につき) 御勘定吟味→-	10月	横切継紙・1通	こ112-36

御勘定吟味用状(端裏書)[昨辰御軍二係御賞調申上候義二付申上](辰年軍事の御賞取調につき) 御勘定吟味→-	10月20日	横切継紙・1通	こ112-37
留役申上書[郷原力作御賞筋之儀御内々申上](金策勤めの件心労につき) 留役→-	10月	横切継紙・1通	こ112-38
(会田騒動・麻積騒動取締関係綴 明治2年)		綴・9点	こ113
松本久左衛門他一名達[申上](会田騒動につき) 御手附松本久左衛門・小林権治郎→-	已(明治2年)8月27日	豎美・1冊	こ113-1
民之助他一名申上書[申上](苅谷原宿より麻積宿辺の騒動様子につき) 民之助・平六郎→-	8月28日	横切継紙・1通	こ113-2
茂一兵衛他一名願書(麻積宿打奇の件稲荷宿への風聞なきにつき) 茂一兵衛・繁三郎→-	8月27日	横切継紙・1通	こ113-3
手付野本甚左衛門他三名願書[申上](川北村寄合風聞の件取締りにつき) 御手附野本甚左衛門・岸田鉄治・宮川伝十郎・宮川伊兵衛	已(明治2年)8月	豎美・1冊	こ113-4
宮沢繁三郎他一名申上書[申上](下井堀村寄合風聞につき) 御手附宮沢繁三郎・藤牧茂一兵衛→-	已(明治2年)8月27日	豎美・1冊	こ113-5
松本久左衛門他一名申上書[申上](上田騒動の件加担者なきにつき) 御手附松本久左衛門・宮川伝十郎→-	已(明治2年)8月18日	豎美・1冊	こ113-6
宮沢繁三郎申上書[申上](麻積騒動の件上堀井村への風聞なきにつき) 御手附宮沢繁三郎・藤牧茂一兵衛→-	已(明治2年)8月27日	豎美・1冊	こ113-7
松本久左衛門申上書[申上](上田表一件領内取締りにつき) 御手附松本久左衛門・宮川伝十郎→-	已(明治2年)8月24日	豎美・1冊	こ113-8
松本久左衛門申上書[申上](御料村取締りにつき) 御手附松本久左衛門・小林桂次郎→-	已(明治2年)8月28日	豎美・1冊	こ113-9
監督用状(端裏書)[庚午之冬旧御藩中焼亡之者へ御手元被下之儀申上](騒擾事件の藩中焼亡者の件手元下されにつき) 監督→	明治3年3月9日	横切継紙・1通	こ120
(甲越出兵手当請取書一括 明治元年)		2点	こ124
(甲越出兵の手当につき請取書) 割番宮入三治→- 虫損	明治元年12月	豎半・1冊	こ124-1
(甲越出兵の手当につき請取書) □□平作→- 虫損	明治元年12月	豎半・1冊	こ124-2
(甲府応援人数御賄入料送金用状関係書類一括 慶応4年)		24点	こ126
(封筒)[甲府御用状入]	慶応4年	封筒・1通	こ126-1
海沼龍助用状(賄入料の件落手につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(慶応4年)閏4月2日	横切継紙(2・3・4紙縫)・1通	こ126-2
海沼龍助用状(賄入料支払の件春原帰り後相談につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様・(鈴木)富治様	(慶応4年)4月27日	横切継紙(2・3・4紙縫)・1通	こ126-3
海沼龍助用状(為替金願出の件兩人承知につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(慶応4年)閏4月4日	横切継紙(2・3・4紙縫)・1通	こ126-4
海沼龍助用状(御用金差上の件証文落手につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様・(鈴木)富治様	(慶応4年)4月19日	横切継紙(5・6・7・8紙縫)・1通	こ126-5

海沼龍助用状(白川税殿御用のため落手返金につき) (海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(慶応4年)4月10日	横切継紙(5・6・7・8紙縫)・1通	こ126-6
某用状[覚](今便にて御届けにつき) → 弥右衛門様・友之進様 朱書添削あり	(慶応4年)4月19日	横切継紙(5・6・7・8紙縫)・1通	こ126-7
友之進用状(御人数賄入料の件落手につき) 友之進 → 弥右衛門様	(慶応4年)4月19日	横切継紙(5・6・7・8紙縫)・1通	こ126-8
海沼龍助用状(御入料金策の件周旋につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(慶応4年)6月17日	横切継紙・1通	こ126-9
綿貫泰蔵金錢請取書[覚](甲府応援のため人数賄い其外品々入料につき) 綿貫泰蔵→佐藤為之進殿	慶応4年閏4月	縦紙(10・11・12封筒)・1通	こ126-10
綿貫泰蔵用状[覚](甲府応援のため人数賄い其外品々入料が替取斗につき)(綿貫)泰蔵→(佐藤)為之進様	(慶応4年)閏4月4日	横切継紙(10・11・12封筒)・1通	こ126-11
(封筒) 綿貫泰蔵→佐藤為之進殿	(慶応4年)	封筒(10・11・12封筒)・1通	こ126-12
春原織右衛門用状(品々入料金の件遣払い承知につき)(春原)織右衛門→(草間)一路様・(佐藤)為之進様	(慶応4年)6月7日	横切継紙(13・14封筒)・1通	こ126-13
(封筒) 春原織右衛門→草間一路殿・佐藤為之進殿	(慶応4年)	封筒(13・14封筒)・1通	こ126-14
海沼龍助用状(送金の件承知等につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(慶応4年)6月7日	横切継紙(15・16封筒)・1通	こ126-15
(封筒) 海沼龍助→酒井市治様・水野清右衛門様	(慶応4年)	封筒(15・16封筒)・1通	こ126-16
綿貫泰蔵金錢請取書[覚](人数賄其外品々引当金の件落手につき)(綿貫)泰蔵→(佐藤)為之進様	(慶応4年)閏4月6日	横切継紙・1通	こ126-17
海沼龍助用状(御賄代其外品々入料の件が替金取斗につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(慶応4年)6月11日	横切継紙・1通	こ126-18
某用状[覚](中借証文内訳につき)	(慶応4年)	横切継紙・1通	こ126-19
海沼龍助用状(拝借願いの件内借聞済みにつき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様	(慶応4年)4月7日	横切継紙・1通	こ126-20
海沼龍助用状(馬買上代金の件落手等につき)(海沼)龍助→(酒井)市治様・(水野)清右衛門様・(鈴木)富治様	(慶応4年)4月22日	横切継紙・1通	こ126-21
御勘定吟味役用状(端裏書)[御在所表より御送り金之儀申上](御在所表へ御用金出の件仰越されにつき) 御勘定吟味→	(慶応4年)4月16日	横切継紙(22・23・24封筒)・1通	こ126-22
大熊衛土用状(御在所表より御用金出の件届出につき)(大熊)衛土→(鎌原)伊野右衛門様	(慶応4年)4月16日	横切継紙(22・23・24封筒)・1通	こ126-23
(封筒) 大熊衛土→鎌原伊野右衛門様	(慶応4年)4月21日	封筒・1通	こ126-24
(甲府御買上小錢請取書綴 明治元年～同2年)		綴・17点	こ127
[甲府御買上小錢御差戻二付人別割合渡帳]	明治元年12月	横長半・1冊	こ127-1
十日市場村川西政治郎請取書[乍恐以書付御請奉申上候](小錢買上の件頂戴につき) 早州十日市場村川西兵助弟政治郎→松代御勘定吟味御役所	明治元年12月	縦継紙・1通	こ127-2
甲府八日町若松屋芳兵衛金錢請取書[御下金請取一札事](小錢買上の件頂戴につき) 甲府八日町若松屋芳兵衛→甲州十日市場村政治郎様	明治元年12月	縦紙・1通	こ127-3